

築25年以上を経過している
マンション(木造20年以上)でもローン減税が受けられます。

購入される物件が決まったら

- 減税が受けられるか聞いてみよう！
- 無理だと言われても、諦めないでください！
- 対象物件の過去における大幅なリフォーム有無？
- 設計図書・仕様書があるか？売主様に聞いて下さい。
- 申請者は原則として売主です。
- 所有権移転の時までに証明書の取得が必須。
- 調査依頼に必要な事項ご記入の上、FAX下さい。
- 調査依頼書受領後、証明書発行有無をご連絡いたします。

いよいよ、1級建築士による現場確認

- 日時の調整をします。
- 約一週間から10日後、宅急便にて発送致します。

耐震基準適合証明書

- 三種類の証明書が入っています。
 - ローン減税用 ⇒確定申告時税務署へ提出
 - 不動産取得税用 ⇒申告時都県税事務所へ提出
 - 登録免許税用 ⇒住宅家屋証明書取得時市区町村へ提出

ご存知ですか？

築 25 年以上経過しているマンション(木造 20 年)でも

ローン減税が使えます

減税の制度の適用を受けるには 昭和 56 年 6 月 1 日以降建築確認申請(新耐震適合建築)

をし、完成後、建築完了検査済証を取得した建物で、一級建築士等が、図面、書類審査、現地調査等により証明する「耐震基準適合証明書」が必要

「耐震基準適合証明書」を提出すると下記の減税が受けられます

- 登録免許税のマイホーム特例(軽減税率)
 - 不動産取得税
(不動産取得税については、昭和 57 年 1 月以降の建築であれば耐震適合証明書は不要です。
築年月日の確認は登記事項証明書で確認します。)
 - 住宅ローン減税
- ※ 所有権移転のときまでに証明書の取得が必要
※ 「耐震基準適合証明書」は売主が申請者(売主が取得する)
※ 証明書は 2 年間有効

必要な書類、図面等詳細は調査依頼書をご覧ください

審査、証明書発行手数料 ￥105,000-(税込)

(図面等不備の場合は別途費用が加算されます)

石川滯士都市設計株式会社